

## 阿弥陀越鳥獣保護区及び特別保護地区の満了と 五色台鳥獣保護区の変更（区域拡張）について

### ○変更（区域拡張）理由

阿弥陀越鳥獣保護区及び阿弥陀越特別保護地区（以下、「阿弥陀越特別保護地区」という。）の満了（存続期間終了後に指定を継続しない）により、五色台鳥獣保護区に統合するため。

### ○阿弥陀越特別保護地区の経緯について

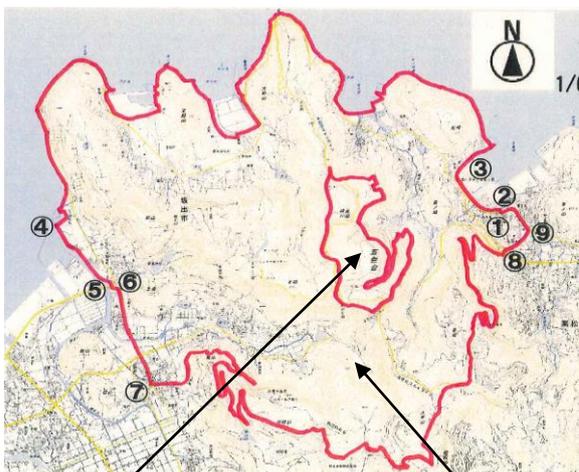
- ・昭和 39 年に県が、阿弥陀越特別保護地区を含む区域を五色台鳥獣保護区に設定。
- ・昭和 46 年に県（教育委員会）が、五色台少年自然センターの野外学習「野鳥の森コース」で使用するため、土地所有者と土地の賃貸契約を行う。
- ・昭和 50 年に県が、五色台鳥獣保護区の一部（阿弥陀越特別保護地区の区域）を廃止し、国が阿弥陀越特別保護地区を指定した。その後、「阿弥陀越野鳥の森」が整備された。
- ・昭和 53 年に国が、国設鳥獣保護区の絞り込みを行う方針を決定し、阿弥陀越特別保護地区は県設になることとなった。
- ・昭和 59 年に県が阿弥陀越特別保護地区を指定し、以降 10 年毎に再指定を行っている。指定目的の中には、野鳥の森が整備されていることが含まれている。
- ・令和 2 年 3 月に県（教育委員会）が、野外学習の終了により、土地所有者との賃貸契約を終了し野鳥の森を廃止した。
- ・令和 6 年 11 月 14 日に現存続期間が満了となる。

### ○阿弥陀越特別保護地区について

前記のとおり野鳥の森が廃止されたことにより、特別保護地区の再指定は行わないが、当地区には香川県が準絶滅危惧種に指定しているミサゴが生息しており、野鳥の良好な生息環境を保護する必要があることから、引き続き鳥獣保護区として更新する。

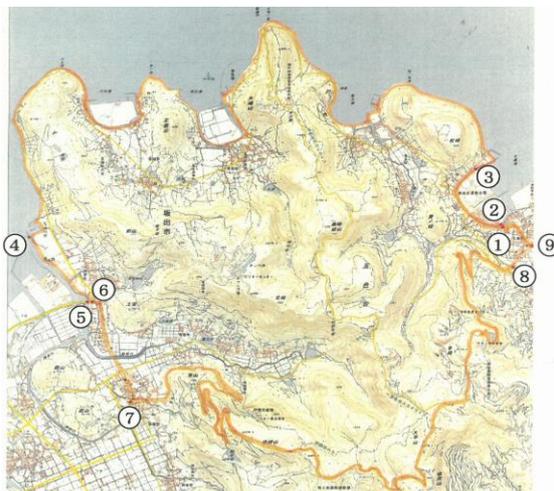
その際、阿弥陀越特別保護地区は下記図 1 のとおり五色台鳥獣保護区に周囲を囲まれており、鳥獣保護区の指定区分も同じ「森林鳥獣生息地の保護区」であることから、阿弥陀越特別保護地区の満了に伴い、下記図 2 のとおり五色台鳥獣保護区に阿弥陀越特別保護地区を統合する。

図 1



現阿弥陀越特別保護地区

図 2



現五色台鳥獣保護区